

## 議事録（要旨）

### 令和5年度実施事業報告及び令和6年度実施事業計画

#### 【委員意見】

○市民意識調査の18歳以上の市民（無作為抽出：3000名）とあるが、どのような算定なのか。アンケートの方法はどのような形か。

#### 【安全・安心推進部長】

○北九州市を圧縮したイメージで、年齢・性別・居住区など偏りがないように平均的に抽出したものである。

アンケート用紙を郵送して、回答の回収は、（従来の）郵送に加えて、今回からインターネット回答も取り入れている。

#### 【委員意見】

○JR小倉駅・黒崎駅ペDESTリアンデッキでの音声アナウンス4か国語、観光案内所でのデジタルサイネージ6言語でタイ語があるが、最近多いのは、技能実習生でベトナム、ネパール、インドネシアの方たちである。割合の高いベトナム語を加えてみてはどうか。

過料徴収1,000円とあるが、最近の若者は現金を持ち歩かないが、その辺りはどうか。

#### 【事務局】

○音声アナウンスについては、多すぎても伝わらないので、日本語、英語、中国語、韓国語の4つに絞らせている。

○ベトナムの技能実習生が多いことは認識しており、状況把握しながら、対応を考えていきたい。

○過料の徴収状況については、約90%の人が、その場で現金を払っている。持ち合わせのない人へは、「納入通知書」を渡し、後から振り込んでもらう対応となっている。すぐに納付がなければ、督促・催告を行っている。

#### 【会長】

○外国から旅行に來られて、北九州市が路上喫煙を禁止していることを知らずに喫煙している方は1割とか2割とか、ボリューム感はどれくらいでしょうか。

#### 【事務局】

○重点地区における過料適用者は、244人で、うち外国の方が19人（韓国12、台

- 湾1、中国1、東南アジア系5)となっている。
- 路面表示などでお知らせはしているが、知らなかったり、気が付かなかったりなどで過料徴収となっている事例はある。

**【会 長】**

- そこまで深刻なほどではないが、今後の課題の一つではある。

**【委員意見】**

- 巡視員の増加と巡視回数の減少との関係について、巡視回数は減っても、巡視員が増えた方が過料の摘発が増えたのか。

**【事務局】**

- 巡視員の増員は、夜の客引きの巡視員に、昼間の迷惑行為防止の巡視との両方を行うようにしているからである。
- 1班体制から2班体制で分かれて巡視となったため、過料徴収の増加となっている。
- 令和元年度からみると巡視回数は減っているが、ここ数年、令和3、4、5年度からみると巡視回数は、減っていない。

**【委員意見】**

- 令和5年度実施事業報告から令和6年度実施事業計画のなかで、新たにやろうとしていること、効果がなくてやめたことなどは何か。
- 基本計画（第4次計画）に係ることで、基本計画は、市民、個人が中心となっている。繁華街の飲食店などの事業者や、外国人技能実習生の受け入れ団体やアパート・ビルの管理会社など企業や事業者視点の周知・啓発も入れた方がよい。

**【事務局】**

- 小学6年生に限定し紙のリーフレットで配布していた道徳教材は、データ配布することで対象を6年生に限らず、小学校全学年に広げた。
- 新たに北九州市へ来られた方、学生に向けての対応としては、小倉北区役所で転入した人向けに、試験的に「モラル・マナーアップ」のチラシを配布するようにしている。
- 若者への対応としてSNSの活用を検討している。
- 外国からの技能実習生は国ごとのコミュニティに働きかけるのが有効的とのことなので、関係機関等の意見を聞きながらSNSなど活用して進めていきたい。

**【委員意見】**

- 朝、外国の方が集団で、ヘルメットをかぶらずに自転車に乗っている姿を目にする。

### 【事務局】

- 技能実習生に限らず、自転車のルールを守っていない人がいる。警察と連携して、交通安全センターや事業所で、ヘルメット着用や歩道ではなく車道を走行するなどの講習会を行っている。
- 北九州市において、ヘルメット着用率は、法律が変わって8%から13%と上がったが、講習を継続し、着用率アップの必要がある。

### 【委員意見】

- 道徳教材について、1時限の授業として行っているのか、配布のみなのか、配布利用状況や周知度など追跡しているのか。
- 事業者の視点から、福岡県や北九州市といった地方公共団体の仕事をするには、入札、指名通知を受けないとならない。そのためには指名願には、経営審査があり、点数化されている。この加点に暴力追放推進業者だったり、飲酒運転撲滅業者だったりがある。それに迷惑行為防止推進業者みたいに加えてもらってはどうか。  
チラシとかポスターとかは、コストが掛かるが、コストが掛からず効果が期待できる。

### 【事務局】

- 道徳教育は、標語コンクールでフィードバックしていたが、こちらは廃止した。実績報告のやり方は、今時点では決まっておらず、教育委員会と相談しながら考えていく。
- 以前から意見が出ているが、業者加点の話は、関係部署に相談に行っている。現在、加点の在り方の見直しを行っている状況である。単なる「路上喫煙をさせません」の宣言程度では加点は難しく、積極的な活動の実績が必要である。  
基本計画に関わらず、実施できるようになり次第反映させたい。

### 【委員意見】

- 過料適用状況の年代（世代）別の状況はどうなっているのか。
- 大学生・若者向けのアプローチはどのように、また、学生向けのSNSについて詳しく教えてほしい。

### 【事務局】

- 男女比は、92.2%が男性。圧倒的に男性が多い。  
市内：53.8%、市外：46.5%。  
年代別は、何故か10代：1人、20代：98人で一番多い。30代：29人、40代：38人、50代：32人、60代：22人、70代以上：24人となっている。
- 大学生向けは、まだ動けてない。近隣の大学に、学生への周知の方法など聞きながら進めていきたい。
- 外国人旅行者向けにホテルでの周知のためデジタルサイネージや部屋のテレビに流すなどできないかを検討中。スマホやデジタルサイネージで見やすい表示の仕方などを、これから研究していく。

## 【会 長】

- 協議会では、どういうものが迷惑行為に当たるのか、改善策など多くの市民に伝え、理解、協力してもらうため、周知率、認知率をあげることを中心に議論してきた。
- 日本文化を背景に持たない就労を目的とした外国籍の方が目立ち始めている。意識を持って進めていく必要がある。
- 路上喫煙、自転車交通ルール、ごみ出し問題など迷惑行為14項目は、市民生活に根強く反映されるもので、行政でカバーできることは行政がするが、行政だけではなく、業者の方に協力を仰ぐ意見もある。粘り強く交渉を続けチャンスを逃さないでほしい。

## 北九州市迷惑行為防止基本計画（第4次計画）素案 諮問

## 【会 長】

- 令和7年度からの次期基本計画（第4次基本計画）を策定について、今日と次回で2回、協議会として議論の場がある。この後、パブリックコメントを行い、素案の修正を重ねていく流れである。

## 【事 務 局】

- 北九州市迷惑行為防止基本計画（第4次計画）素案の説明をもって諮問とする。
- 素案は、これまで協議会で出された意見や社会情勢を基に、現行の計画を踏襲しつつ、時代の変化や北九州市の新ビジョンを盛り込み事務局にて作成している。
- 平成20年に施行された「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」に基づいて基本計画は策定する。
- 背策の方向性4つは、
  - ①市民意識の醸成 ②ボランティア活動の活発化 ③迷惑行為防止の仕組みづくり ④迷惑行為防止の環境整備である。
- これまでの取り組みは、事業報告で説明したとおりで、取り組みの成果として、条例の施行当初から比べて、改善されている。
- 残された主な課題が7つあり、
  - ①繁華街等でのごみ、空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て
  - ②特定小型原動機付自転車（電動キックボード）等の運転マナーの啓発
  - ③若者に効果的な啓発方法
  - ④外国人観光客にわかりやすく理解してもらうための多言語によるマナー啓発
  - ⑤市外からの転入者へのモラル・マナーアップの周知
  - ⑥迷惑行為が改善されたと感じる人の割合が低い（市民意識調査から）
  - ⑦モラル・マナーアップ関連条例の認知度が低い（市民意識調査から）
- 課題解決や改善のため推進していく主な取り組みは、従来のものに加えて、新たに、

道徳教育のDXを活用した支援、市や大学のSNSを活用した情報発信の強化、ホテルへの掲示による外国人旅行者への周知、市外からの転入者への周知などを行い、新ビジョンから、最終的目標として「(仮)美しく心躍る彩りある空間を実現し、思いやりにあふれた安らぐまちを創ります。」とKPI(指標となるもの)をモラル・マナーが改善されたと感じる市民の割合の向上(過半数以上)と定めた。

○これまでの取り組みを写真、スライドで説明する。

#### 【事務局】

○補足で今後のスケジュール

今日の協議会の意見を反映させたものを答申(案)とする。次回の11月の協議会に諮り、(委員)皆さんからの意見を極力反映させたものを、素案としてパブリックコメントに掛け、ホームページにあげ、広く市民から意見を求めていく。更にパブリックコメントでの意見を反映させたものを最終的に計画とさせていただく。

#### 【会長】

○計画が始まった平成20年頃と比べると、北九州市市内のモラル・マナーは、かなり改善されたと感じているが、市民からは、依然として良くなったとは思わないという意見があり、「市民意識の醸成」を取り組みの柱組み、柱として計画に入れている。

○2つ目の柱「ボランティア活動の活発化」がある。

巡視員が巡視して、4つの迷惑行為(①路上喫煙、②ごみのポイ捨て、③飼い犬のふんの放置、④落書きをすること)に対して過料適用している)小倉・黒崎の迷惑行為防止重点地区がある。

○このほかに過料の適用はないが、迷惑行為防止活動を推進する迷惑行為防止活動推進地区があり、地域のコミュニティの方々などが自主的にモラル・マナーアップの推進のため、年間を通じて活動を行っている。

○地域団体やボランティア団体の活動の表彰制度がある。

#### 【会長】

○次期、基本計画は、現行の計画から大きくは変わってはいない。

年次進行に合わせながら、意見を取り入れ、修正、追加が出来る柱組みとなっている。

○委員の皆さまには、本日の協議会の内容を持ち帰ってもらい、今後5年間の効果が期待できる意見を次回協議会でいただきたい。

○補足として、14の迷惑行為の項目があるが、迷惑行為の項目については、議案件で、この協議会の権限に入っていない。重点地区や推進地区のエリアを広げたり、狭めたりといった指定や区域の変更等に関する意見は、協議会での権能となっている。

○過料を課す重点地区は、これまで協議会で議論してきた。

北九州市で人が多く通る小倉駅周辺を重点地区に指定した。

過料で人の行動を抑え込むのは、望ましいこととは言えないため、可能な限りの狭さでの指定としている。

- 重点地区でのマナー向上による、まちの状態の変化、路上喫煙や落書きといった迷惑行為がない環境での快適な生活ができることの実感が、自分の住んでいるまちにも、市内全域に広がることを期待してのことである。
- 黒崎駅周辺については、マナーが守られておらず、目に余るものがあり追加となり、2か所の重点地区となっている。
- ルールを守り、迷惑行為をせず、市民生活を送りましょうという情報を①市民、②旅行者、③日本文化を背景に持たない外国の方に伝えていくことが課題である。

#### 【委員意見】

- 平成20年に迷惑行為14項目が定められたが、社会情勢も変わっており実態と合っていない。  
ローラースケートなどは、今は電動キックボードであったり、スマートフォンの普及でスマートフォンを利用した迷惑行為、中には犯罪行為に近いものがあり、線引きが難しいところではある。迷惑行為の範囲も広がり、内容も悪質化している。
- 条例や法律で規制を掛けたら迷惑行為が減るかという点必ずしもそうではなく、迷惑行為の項目を増やしても市民には徹底しない。迷惑行為は少数の項目に絞り込む必要はあるが、どこかで見直しの時期にきていると思う。

#### 【会 長】

- 事務局への質問ですが、この意見は、基本計画の中に添え書きとしたほうがいいのかそれとも別に協議会で審議となるのか。議会案件になると思うがどうですか。

#### 【事務局】

- 条例で14項目をうたっているので追加する場合は、条例の改正となり議会案件となる。ここで決定とはならず、意見を議会に付議していく展開になるかと思う。
- 当協議会は附属機関であり、協議会からの意見は重いものである。  
先ずは要望を議事録に残し、計画の中で検討する形でできるかと思う。
- キックボードについては、他所でマナー違反が取り沙汰されているが、道路交通法など別の法律の対策で対応するのか相談させてほしい。

#### 【会 長】

- 意見が出ていることから、何らかの形で意見を伝える手立てを考えてほしい。
- 違法な屋外広告物も、電話ボックスに張られていたチラシなどで今は皆無である。  
そろそろ見直しの検討をしたほうがよい。

#### 【委員意見】

- 事業者の視点もあったほうが、周知や実効性があると思う。
- 先に出た意見の（県や市での仕事を受けるにあたっての指名願の）経営審査の話は、非常に良い案なので引き続き交渉を続けてほしい。
- 外国人労働者の問題も、今後の取り組みに必要である。  
外国人労働者を受け入れるには、組合や団体を通さなければならない。逆に、日本で働くには組合や団体を通さなければならない。市の部署で外国人労働者を受け入れている団体がある程度把握しているところがある。連携して周知を図ってはどうか。
- 企業への周知は、商工会議所のほうでも何か協力はできる。

#### 【事務局】

- 事業者向けの周知、アプローチの仕方など、会議とは別で時間をいただき相談したい。

#### 【委員意見】

- 小学生向けの道徳教材活用について、長年教育現場にいた者の視点から言うと、道徳教材に特化して1時間授業を行うのは難しい。  
例えば、自転車教室のなかで、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（基本条例）」や道徳教材を紹介するなど、各学校の実態やカリキュラムに応じた柔軟な対応が活用しやすく、全体を一度に学ぶのではなく、その都度、繰り返し、関連付けて学ぶほうがより効果がある。

#### 【委員意見】

- 電動キックボードですが、16歳以上は原付免許が不要となっている。  
高校でのこれらのマナーに関する出前授業、ポスター掲示などは効果的と考える。

#### 【事務局】

- 令和5年7月に法律が変わって、特定小型原動機付自転車(20 km/h)のものであれば、免許不要で乗れるようになった。東京や大阪などの10都市では電動キックボードのシェアサイクルも始まった。
- 法律の改正から1年間で25,000件以上もの交通違反があった。死亡事故とかはないが、歩道を走る、逆走、一旦停止をしなかった、信号無視などである。
- いずれ北九州市にも来ると危惧している。
- 対策として、市の交通安全センターという施設で、電動キックボードを1台購入し、警察と連携して、高校生や大学生向けに講習会を少しずつ行っている。今後の状況によっては、強化していきたいと考えている。

#### 【会長】

- 言葉として基本計画に入れたほうがよく、次回までに修正を反映したものを願います。